

(3) 面積

5,401.09 平方メートル

- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
公用・公共用施設用地
- 5 関係書類の縦覧場所
熊本県林務水産部漁港課及び芦北町農林水産課
- 6 縦覧期間
告示の日から起算して3週間

熊本県告示第188号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年3月12日

熊本県知事 潮谷義子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社大福屋 葦北郡芦北町芦北 2313-4	有限会社 大福屋	平成16年3月3日

熊本県告示第189号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成16年3月12日

熊本県知事 潮谷義子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
有限会社タカハウジング 宇土市松山町 2129-4	有限会社タカハウジング	平成15年9月30日

熊本県告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年3月12日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 施行者の名称 御船町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 御船都市計画道路事業3・4・4号シンボルロード線
- 3 事業施行期間 平成16年3月12日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県上益城郡御船町大字御船字上囲及び下囲、大字辺田見字目抜並びに大字木倉字五反田及び字堂ノ迫地内
使用の部分 なし

熊本県告示第191号

昭和33年5月30日熊本県告示第334号（海岸法第3条の規定に基づく海岸保全区域の指定）の一部を次のように改め、告示の日から施行する。

平成16年3月12日

熊本県知事 潮谷義子

農林水産省水産庁所管の表中八代海の下貫漁港の項を次のように改める。

下貫漁港	1号点、2号点、3号点、4号点、5号点、6号点、7号点、8号点、9号点、10号点、11号点、12号点、13号点、イ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、ヘ点及び1号点を順次結んだ線により囲まれた区域 註 1号点 天草郡龍ヶ岳町高戸字北ノ迫4137番の26に設置された標柱 2号点 1号点から14度115メートルの地点 3号点 2号点から33度175メートルの地点 4号点 3号点から46度155メートルの地点 5号点 4号点から28度55メートルの地点 6号点 5号点から298度140メートルの地点
------	--

7号点	6号点から349度32メートルの地点
8号点	7号点から34度24メートルの地点
9号点	8号点から47度91メートルの地点
10号点	9号点から149度62メートルの地点
11号点	10号点から37度76メートルの地点
12号点	11号点から58度202メートルの地点
13号点	12号点から36度137メートルの地点
イ点	13号点から149度67メートルの地点
ロ点	天草郡龍ヶ岳町下貫防波堤天端東側先端部
八点	11号点から142度87メートルの地点
二点	5号点から109度61メートルの地点
ホ点	2号点から165度128メートルの地点
へ点	1号点から115度13メートルの地点

熊本県告示第192号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年3月12日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市大字重味字桑木鶴2860の1、2860の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第193号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年3月12日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城字湯ノ平3092
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城字馬場野2952
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字馬場野2952（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城字川平2960、2962、2965、2977
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法